

本日の会議に付した事件

平成29年第1回山元町議会臨時会

平成29年2月7日（火）午前10時

- 日程第 1 仮議長の選挙
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 提出議案の説明
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第1号 平成28年度 復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その1）請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第2号 平成28年度 復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第3号 平成28年度 社総交（復興）請12号 頭無西牛橋線橋梁整備工事請負契約の締結について

午前10時00分 開 議

事務局長（渡辺庄寿君）皆さん、おはようございます。議会事務局長の渡辺です。

ただいまから平成29年第1回山元町議会臨時会を開きます。

本臨時会は、議長、副議長がインフルエンザのため、本臨時会欠席であります。仮議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長者をご紹介します。岩佐哲也君をご紹介します。議長席のほうに移動をお願いいたします。

臨時議長（岩佐哲也君）皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました岩佐哲也です。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。仮議長選出まで、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

議長、副議長欠席のため、地方自治法第106条第2項の規定により、仮議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）ただいまから平成29年第1回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

〔議事日程は別添のとおり〕

臨時議長（岩佐哲也君）日程第1．仮議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

臨時議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することにいたしました。

仮議長に小職を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小職を仮議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小職が仮議長に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

仮議長（岩佐哲也君）ただいま仮議長に当選いたしました岩佐哲也です。

自治法第106条第2項の規定により、仮議長の職務を行いますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

仮議長（岩佐哲也君）日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、9番遠藤龍之君、10番高橋建夫君を指名します。

仮議長（岩佐哲也君）日程第3．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

仮議長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

12月21日、仙南・亶理地方町議会議長会議が開催され、出席しました。

12月26日、亶理地方町議会議長会役員が開催、出席しました。

1月20日、宮城県町村議会議長会主催の議員講座が開催され、議員6名が出席しました。

1月30日、大河原町議会主催の議員研修会が開催され、議員7名が出席しました。

2月2日、仙南・亶理地方町議会議長会主催の合同議員研修が開催され、議員12名が出席しました。同日、仙南・亶理地方町議会議長会議が開催され、出席しました。

2月6日、宮城県議会大震災復興調査特別委員会が県内調査に訪れ、出席しました。

総務民生常任委員会、1月11日、1月16日、1月27日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、1月16日、委員会が開かれました。

議会広報・広聴常任委員会、12月16日、1月17日、1月23日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、12月22日、委員会が開かれました。

全員協議会、12月22日、1月19日、協議会が開かれました。

2、請願（陳情）の受理

陳情2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3、長送付議案等の受理

町長から議案等4件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

裏面をお願いいたします。

4、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

5、説明員の出席要求

本臨時議会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上でございます。

仮議長（岩佐哲也君）これで議長諸報告を終わります。

仮議長（岩佐哲也君）日程第4．提出議案の説明を求めます。

今臨時会に提出された議案等4件を山元町議会先例67番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めまして、おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本日ここに平成29年第1回山元町議会臨時会が開会され、提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜いますようよろしくお願い申し上げます。

今臨時会においては、承認議案を含め4件の議案を提案させていただいております。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業取得要件が緩和されたことに伴い、山元町職員の育児休業等に関する条例についてもこれに対応すべく、所要の改正を行い、本年1月1日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定に基づく急施案件として、昨年12月27日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、工事請負契約の締結に係る議案についてですが、議案第1号及び第2号については、花釜地区と山下、山寺方面を結ぶ東西方向の避難路となる町道山下花釜線の道路改良工事請負契約の締結を、また、議案第3号については、旧JR常磐線跡地を利用し、整備する、町道頭無西牛橋線の落とし堀排水路及び鷺足川排水路にかかる2カ所の橋梁工事に関する工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、平成29年第1回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げましたが、なお、細部につきましてはさらに関係課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

仮議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

仮議長（岩佐哲也君）日程第5．承認第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、承認第1号 山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料のナンバー1の条例議案の概要を用いての説明とさせていただきます。お手元にご用意をいただきたいと存じます。

まず、提案理由に相当する部分でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正、これは昨年12月1日に公布され、本年1月1日施行というふうなものでございます。このことに伴いまして、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、昨年12月27日付で専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、1の改正内容についてでございますが、（1）非常勤職員の育児休業取得要件の緩和でございます。具体的には、表に記載しておりますように、改正前の欄をご覧になっていただきますが、それぞれ①、②、③と3つの要件がございましたが、これを改正後のように、①は従前同様でございますが、②部分、これは改正前の②、③の部分を集約し、さらに年齢要件部分、「2歳」のところを「1歳6カ月まで」ということで、緩和をするというふうになります。

なお、ここでいう非常勤職員についてでございますけれども、これは任用期間に定めのある常時勤務を要しない一般職の職員というふうなことになります。

なお、現在本町におきましては、これに該当する職員はおりません。

具体の例お示しをさせていただいておりますが、介護支援専門員等の資格や専門的な知識、経験を有する業務補助員などがこれに該当するというふうなことの定義でございます。

次に、ただいまご説明申し上げました改正内容につきまして、具体的なイメージを持っていただくために、下図の要件緩和のイメージ図のほうをご覧になっていただきたいと思います。

改正前におきましては、3つの要件がございます。まず、改正前の上の部分をご覧になっていただきたいと思います。育児休業取得の申し出というところがございます。これは、育児休業を始める1月前までに申し出をすることが必要であります。この場合におきまして、まず1つ目の要件でございますが、この申し出するまでの間に1年以上継続雇用されていること、これが1つ目の要件です。2つ目の要件につきましては、子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること。そして、3つ目の要件となりますが、子が2歳になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと。2つ目と3つ目似たような要件でございますけれども、2つ目は、雇用継続の見込みがあること。3つ目は、雇用契約がなくなることということで違いがございますので、ご留意をいただきたいと思います。

このような3つの要件であったものが改正後につきましては、図の下のほうをご覧になっていただきたいと思います。2つの要件に緩和されたと。その1つ、取得要件の1につきましては、従前同様、申し出期間までは1年以上の雇用継続がなされていること、これは変わりございません。そして、「子の誕生」のところから右側の部分になりますが、取得要件の2としまして、「1歳6月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと」というところで、従前2歳までであったものが1歳6カ月までに引き下げられたということで、要件的には改正前の②、③の要件が②に整理・統合され、かつ年齢要件が「2歳」から「1歳6カ月」までに引き下げられるというところの緩和というふうな内容でございます。

次に、2ページ目をご覧になっていただきたいと思います。

2つ目の改正でございますが、育児休業、これには育児休業、育児短時間勤務及び育児時間というふうなものが含まれますが、これらの育児休業等に係る子の範囲の拡大でございます。

具体には、育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子らを加えるものというふうなことです。

この表の部分をご覧になっていただきたいと思います。従前は単に「子」のみが対象でありましたが、改正後におきましては、②、③、④、②は特別養子縁組の監護期間中の子、③は、養子縁組、里親に委託されている子、④は、その他これらに準じるものとして、「法律上の親子関係に準ずる関係にある子」というものを追加、規定するものがあります。

なお、なかなか耳なれない言葉ではございますけれども、特別養子縁組の監護期間とは、②の部分で補足で説明をさせていただきますが、これは米印の2に記載してございますが、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間、具体には6カ月以上というふうなことになります。そして、③の養子縁組里親というふうなことでございますけれどもこれは、養子縁組を前提としまして、18歳未満の要保護児童を養育する里親制度のことでございます。

次に3点目、育児休業取得に係る特別な事情に関する規定の追加というふうなことでございます。これは、子の範囲の拡大に伴いまして、再度の育児休業ができる場合及び

育児短時間勤務終了後1年を経過せずに育児短時間勤務ができる場合の特別な事情を追加規定するものでございます。具体には、表をご覧になっていただきたいと思います。存じますが、改正後の③の特別養子縁組の成立に係る家事審判事件が終了（特別養子縁組が成立しなかった場合）でございますけれども、この場合、または養子縁組が成立しないまま里親委託等が解除された場合、これを特別な事情としての規定として追加するものでございます。

最後に、同一取得日に係る育児時間と介護時間に係る調整規定の追加というふうなことでございますが、これにつきましては、育児時間と介護時間を同一日に取得する場合は、合わせて2時間までとするように調整するものであります。

なお、現行制度上におきましては、育児時間及び介護時間につきましては、同一取得日でなければ、それぞれ1日最大2時間の範囲内で取得可となっておりますが、これを同一取得の日の場合に1日最大2時間までとする調整規定でございます。

以上が改正内容でございます。

次に、2の施行期日でございますけれども、本年1月1日というふうにするものでございます。

以上、承認第1号に係る条例議案の説明というふうにさせていただきます。どうぞご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

仮議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これ、承認案件、専決処分というようなことなんですが、その理由として急いでいたというか、急を要するのではという説明なんですが、この辺の背景について確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この関係につきましては、提案理由の部分で追加して説明をさせていただきましたが、法律そのものが1月1日……、あ、ごめんなさい。訂正いたします。12月1日公布の1月1日施行というふうなことでございます。県のほうの指導としましても、これに関する規則も改正する必要があるありまして、この辺の動向なども確認をした中で対応する必要があるというご指導を頂戴しているところであります。

また、仙南地方ともこれらの対応等について協議をさせていただく中で、1月中の臨時会を開催するなり、3月定例会というふうな話も聞かれたところでございますが、法律施行そのものが1月1日であったというふうなことで、本町におきましては、専決処分でこれに対応することが良策だろうという判断のもとに専決処分をさせていただいたものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明ではほかの自治体も同様の対応をしているということで捉えていいものなのかどうか。

あるいは、それぞれの立場で判断している。ほかの自治体も同様のと、今の前段の説明では国の関係、絡みということから来る対応だということになるようですが、それにしても、こういった大事な内容が専決で決められてよいものかということも考えられますので、その辺1つは全く横並びの対応だったのかどうかということを1つ確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お答えさせていただきます。

基本的には12月1日公布の1月1日施行ということで、期間のない中での対応とい

う部分について、それぞれ仙南・亶理地方町会構成自治体におきましては、判断がいろいろ分かれたところであります。

法施行が1月1日なのに、肝心の条例が整備されていないという論理的な矛盾というふうなところを勘案したときに、これを遺漏なく対応するためには急施案件として取り扱い、1月1日施行に間に合わせるということが合理的だというふうなことの考え方によるものであります。

なお、自治体によっては1月あるいは2月、場合によっては3月までこの関係を先送りされるような自治体もあるというふうなことでございます。この辺のタイムラグのないような形の施行を優先させていただいたというところで御理解をいただきたいと存じます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ対応に苦慮した内容のものだと、他自治体とも。

一方では、もうこういう案件が出るというのは国会等々で議論されている内容のもので、決まったのが公布されたのが12月1日ということではありますが、こうした案件はもう既にもろもろの通達あるいは内容については確認できる場所であり、もう既にあくまでも公布が12月1日であって、この辺の議論されたのはその前に議論されて、もう結果も出ている案件であるということから考えれば、その準備はできたのではなかったか。12月議会に諮れる。県の指導等々もあるということですが、その辺の対応について、やっぱり今後考える必要があるのではないか。この辺がいつもこの専決についてはあるんですが、今回の場合やっぱり……、実際にどうしてもこの専決にしくちやならない実態がどうなのかというと、本町では該当者なしという現実的な問題もありますし、そういったことを考えれば、やっぱり議会軽視……、今回のことで議会軽視ということを強調するつもりはさらさらないんですが、やはり通常の形で取り組んでいくということになれば、やはり議会もおもんぱかるといいますか、配慮した形の提案というのは考えるべきだと。

そして、それが今回この件に関しては、その辺の余裕はあったのではないかというふうに思っただけの確認なんです、一応全体の流れ、今後のやっぱり取り組みについての姿勢といいますか、考えを確認する上で今この辺の話を確認しているということなんですが、その辺の考え、思いについて、今後のことということで結構なんです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この関係につきましても具体的な動きにつきましては、人事院勧告の中でそのような動きがあるというふうなことは大方周知はされておりましたが、それが具体的にどのような形でというふうな部分については、なかなか読み切れないというのが正直なところであります。

その理由につきましては、労働基準法、これの改正、そして、これを受けて地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正というふうなところで、法律についても単純に一本な法律が理由ではなくて、労基法の改正に伴って関連する法律の改正、こういった部分の影響が具体的にどのような形で出るかというのは、残念ながら私どものほうではそこまで詳細には把握できないというのが実態でございます。

したがって、これらの影響による改正というふうな部分をしっかり見きわめる必要があったというようなことが背景にございます。

なお、考え方としましては、このような実態上の問題はあるにせよ、考え方についま

しては、遠藤議員のご指摘については、私どももそのように考える次第でございます。
以上でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなか伝わっていないなというふうな感じ。

12月議会で同じようなものが出たんじゃないのかなというふうなことで、だったらという意味もあつての質問なんです、前回職員の中身は、勤務時間、休業等、多分今労働基準法どうのこうのというお話が出たから、また改めて聞くんですが、これは同じような中身のことが議論といいますか、ずっと何本か出てきて、そして、だけれども、その中で決まるものは12月にちゃんと提案されたものは提案されて、しかし、同じような内容であるというふうに受けとめたから、今確認しているんですけども、一方では遅れて出されてきているという、その辺の対応に疑問が残ったので確認の意味での質問ということになったわけですが、その辺の関係についてはどうなんでしょうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。当初我々自治体関係者におきましては、この介護休業法……あ、失礼いたしました、育児休業法の影響というふうな部分は特段ないのではないかと
いうふうな見立てでございまして、12月の際には山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、これの部分の一部改正を会期内で追加提案させていただいたということ
でございます。

その後、その後というよりも、この勤務時間、休暇等に関する条例の改正対応で十分
対応できるという見込みで自治体関係者はおったんですが、その後育児休業に関する条
例についても実態として非常勤職員はございませんけれども、これらの部分についても
備える必要があるというところで、追っかけ改正した、改正作業に着手をしたという現
実的な部分がございます。

よって、12月1日の公布、そして1月1日施行の中で、それらに十分対応するだけ
の時間的ないともが正直そんなになかったというところであり、結果としまして、急施
案件としての専決処分に頼らざるを得なかったというところがございます。

ご理解をいただきたいと存じます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しては、各自治体いろいろ工夫した、苦悩したとい
う案件かと思われますが、じゃなぜということになるわけですが、こうしていろいろ県
の指導も仰ぎながら、あるいは仙南・亘理で協議しながら、あるいは連絡とり合いなが
ら対応だというふうなことで、末端の自治体は非常に苦労したかと思うんですが、そ
ういうその原因、やっぱりこの辺はやっぱりそれぞれが苦労しているところなわけで、や
はり声をかける、働きかけ、上に対してそのように追い詰めたといいますか、上とい
いますか、国の決め方にも問題があるかと思います。

その辺については、随時訴えろといいますか、通すところを通して、末端の自治体に
負担をかけないような働きかけも必要かと思いますが、その辺町長、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。国のほうでいろいろな制度を随時見直しをされて、よりよい環
境づくりにご苦労されているというふうな中で、自治体としてもですね、そういうふう
な動きと速やかに呼応、連動してですね、条例の改正なり規則の所要の手续をとるとい
うようなことは大変大切なことじゃなかろうかなというふうに思います。

そういう過程で、議員ご指摘のとおり、議会とのかかわり、この議案の提案するタイ
ミング等々ですね、十分勘案しながら、遺漏のないように進めていくべき性質のものじ
ゃなかろうかなというふうに考えるところでございます。

仮議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

仮議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

仮議長（岩佐哲也君）これから承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第１号は原案のとおり承認されました。

仮議長（岩佐哲也君）日程第６．議案第１号、日程第７．議案第２号の２件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。それでは、議案第１号 平成２８年度復興交付金事業 町道３号山下花釜線道路改良工事（その１）の請負契約の締結について、及び議案第２号 平成２８年度復興交付金事業 町道３号山下花釜線道路改良工事（その２）の請負契約締結についてご説明申し上げます。

ご説明に当たりましては、別紙配布資料ナンバー２及びナンバー３にてご説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー２をご覧ください。

提案理由でございますが、町道３号山下花釜線道路改良工事（その１）の請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成２８年度復興交付金事業町道３号山下花釜線道路改良工事（その１）の請負契約の締結でございます。

契約の方法については、指名競争入札で、入札参加業者数は９者となっております。

契約金額については、６，０２１万円で、こちらは消費税を含むもので、落札率は８４．６９パーセントとなっております。

契約の相手方は、株式会社ヨコヤマ産業でございます。

工事の場所は、山元町花釜地内で、お手元の次ページ、参考図の位置図及び平面図をご覧ください。こちらの位置図、平面図にお示ししますとおり、避難路である山下花釜線のいちご街道、こちら平面図の左側でございますが、いちご街道より東側の赤枠で囲われております４８０メートル区間を対象とするものでございます。

次に、工事の概要についてですが、引き続きこちらの参考図をご覧ください。こちらの横断図、下に示しております標準横断図（その１）の①、②区間を参照願います。本

工事では、こちらの標準図にお示しするとおり、こちらの黒い線で書いてあります既設の道路、こちらを南側、この断面図で言うとは右側、平面図で言うとは下側でございますが、エの歩道部、2.5メートルを拡幅する工事となっております。こちらは、いちご街道より西側については、既にこちらの南側に歩道が整備されていることから、こちらの歩道との連続性を考慮し、拡幅することとしております。

また、本改良工事にあわせ、排水溝及び歩車道境界ブロックなどの設置を計画してございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、工事の数量といたしましては、6、工事の概要にお示しするとおりでございます。

工期につきましては、議決された日の翌日から平成29年3月31日までとなっております。

続いて、資料ナンバー2を……資料ナンバー3をご覧ください。

提案理由及び契約の目的でございますが、議案第1号と同様、その2工事に関する記載のとおりでございます。

続きまして、契約の方法につきましては、議案第1号と同様、指名競争入札で、入札参加業者数は9者となっております。

契約金額につきましては7,344万円で、こちらは消費税を含むもの、落札率は89.66パーセントとなっております。

契約の相手方は、有限会社ヤスダ工務店でございます。

工事の場所は、山元町花釜地内で、次ページ、参考図をお開き願います。

こちらの位置図、右上の位置図及び中央の平面図にお示しするとおり、(その1)工区の東側に隣接する赤枠で囲われております380メートルの区間を対象とするものでございます。

次に、工事の概要でございますが、引き続き参考図、こちらの標準横断図(その2)、赤枠で囲っておりますが、そちらを参照願います。本工事は、こちらの図にお示しするとおり、先ほどの(その1)工区同様、避難路の歩道部の拡幅工事となっております。こちら、(その1)工区と同様に、南側標準図、こちらで言う右側を拡幅するものでございますが、こちら、(その2)工区では既存の道路、もともとあった道路がこちらの標準横断図(その2)の右側にあります人家に接しているため、歩道を設置する部分2.5メートル拡幅して、既存の道路を北側、この図面で言うとは左側のほうに寄せるような形で道路を改良するような形の計画でございます。

これによりまして、こちら平面図で見いただきますと、中央部、花釜牛橋線、こちらが山下花釜線と交差しておりますが、この中央カーブ部分、こちら変則コースとなっております。そちらの南側からの合流点、こちらにつきましては歩道が南側にあることにより、この歩道の幅分視距が、いわゆる見晴らしですね、前方に見晴らしする余裕幅が2メートル出るということから、視距もよくなり、また道路の中心線が北側のほう、この平面図で言うとは上側にずれることから、道路の線型も緩やかになるという工法も考えられます。

また、(その1)工区同様、本改良工事にあわせて、排水溝、歩車道境界ブロックなどの設置を計画してございます。

なお、そちら、その先の3工区につきましては、用地の買収の見込みが立った時点で来年度工事をする計画ということで考えてございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、工事の数量としては、6工事の概要にお示しするとおりでございます。

工期につきましては、議決された日の翌日から平成29年3月31日までとなっております。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

仮議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番高橋建夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今町道3号（その1）、（その2）ということで説明あったわけなんですが、（その2）は単純に距離数から見れば100メートル短い。それで、契約金額は約1,300万円逆に高いということは、説明の過程の中で、（その2）のほうは中央部分に変則の交差点、この辺の複雑な工事のためにこのような金額になるのか。その辺のわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら、（その1）、（その2）工区につきまして、延長が短いほうが今回工事費が高くなっているというご指摘でございますが、こちら、まず落札率が違うというところも影響していることもございますが、あともとの価格、も確かに（その2）のほうが高くなっております。

その理由といたしましては、こちら標準横断図（その1）を見ていただきますと、（その1）工区につきましては、現在ある道路、こちらの右側に歩道部のみを腹づけして、歩道部のみの舗装をする区間がございまして、こちらが（その1）工区の半分以上を占めているような状況になってございます。

また、（その2）工区につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ご説明差し上げましたとおり、人家と隣接しているということから、右側に歩道をつけることができないということもありまして、歩道をつけて、さらに車道をその北側、この横断図で言う左側に新たに付けなければいけないということから、車道の舗装面積のほうが非常に多くなっていると。

こちら2つのですね、議案の概要の数量を見比べていただきますとわかるかと思うのですが、こちらコストの大きい、車道コストが大きく占めている。こちらが1,000平米近くふえているということから、工事費の増につながっているという状況でございます。以上でございます。

仮議長（岩佐哲也君）そのほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。議案第1号、第2号ともに契約の方法の中で指名競争入札、9者とありますが、この9者は第1号、第2号ともに相手は同じなのかどうか、まずお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。同じ業者となっております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

それから最後、議案第1号、第2号両方について、7番目、工期ですが、平成29年3月31日というふうになっていますが、本日2月7日で、工期が非常に短いような気

がするわけですが、これで大丈夫なのかどうか。急いで中身を手抜きをされた工事でもまずいような気がしないわけでもないわけですが、その点についてお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらにつきましては、来年は繰越工事となることから、議会のほうの補正のご審議をいただきまして、承認をいただいた後にできることということになるものですから、こちらあらかじめですね、特記仕様書のほうには工期の延伸ということで、10月31日まで標準工期で見込んでおりまして、ただし、議会の承認をいただけたらということで、仮、そういう条件のもとにお示しをしているような状況でございます。

仮議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

仮議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

仮議長（岩佐哲也君）これから議案第1号 平成28年度復興交付金事業 町道3号山下花釜線道路改良工事（その1）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

仮議長（岩佐哲也君）これから議案第2号 平成28年度復興交付金事業 町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

仮議長（岩佐哲也君）日程第8、議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。それでは、議案第3号 平成28年度社総交（復興）請12号 頭無西牛橋線橋梁整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第1回臨時会配布資料ナンバー4でご説明いたしますので、ご覧ください。

本案件は、JR常磐線旧線敷を利用して整備する町道頭無西牛橋線のうち、落とし堀排水路及び鷺足川排水路にかかる橋梁整備工事の請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1 契約の目的は、平成 28 年度社総交（復興）12 号頭無西牛橋線橋梁整備工事です。

2 契約の方法は、条件つき一般競争入札で、参加業者数は 1 者でした。

3 契約金額は、一金 4 億 3,749 万 1,800 円、消費税を含みます。落札率は 100 パーセントです。

4 契約の相手方は、仙台市の東鉄工業株式会社東北支店です。

5 工事の場所は、山元町花釜地内外です。

6 工事の概要は、落とし堀橋が橋長 17.2 メートル、幅員 9.5 メートル、PC プレテンションホロー桁橋 1 橋です。鷺足川橋が橋長 17.6 メートル、幅員 9.5 メートル、PC プレテンションホロー桁橋 1 橋を整備する工事となっております。

7 工期は、契約の翌日から平成 29 年 3 月 31 日までとなっております。

次に、別紙 1 の図面をご覧ください。

施工位置図になります。赤丸の箇所が施工箇所です。

次に、別紙 2 をお開き願います。

これは、落とし堀橋の橋梁一般図で、赤着色部分が施工する箇所になります。

次に、別紙 3 をお開き願います。

これは、鷺足川橋梁の一般図でございまして、赤着色部分が施工する構造となります。

以上で議案第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

仮議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

5 番伊藤貞悦君の質疑を許します。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。資料ナンバー 4 の 2 の契約の方法の中に条件つき一般競争入札とありますが、この条件についてお知らせいただきたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。主な条件の内容でございしますが、宮城県内に本店または支店、営業所を有する業者であること。また、建設業法の経営事項審査結果で総合評価値が 950 点以上であること。あと、橋梁下部工事、くい基礎工事を施工した、または施工している実績を過去 10 年以内に有することを主な条件でございします。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。基本的には一般競争入札ですので、条件の中に今宮城県内というふうな話がありましたが、いわゆる宮城県内に支社、または本社というふうな意味なのか、いわゆる基本的な考え方としては、全国にこの競争入札の公告、公示をというふうなのが基本だと思うんですが、その辺についていかがなんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。基本的には県内、宮城県内の業者さんにこの公告を行うようになっております。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その条件等、今回のこの工事について何者にどのような方法で公示をしたのか。説明をしたのかお聞かせください。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。この公告につきましては、一般競争入札ですので、ホームページのほうでこういう工事がありますよという周知でございしますので、1 者、1 者に通知とかではなく、ホームページでの公告となります。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ホームページでの公告については、今入札について非常にナー

バスになっている世の中ですので、確かにそうなっておりますと思いますが、応札についてもやはりホームページ上でやったのか、直接、いわゆる持参しての入札なのかについて伺います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。応札につきましては、町のほうに入札参加業者さんが来ていただいての直接の応札となっております。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。多分説明から締め切り日までゆとりがあったと思うわけですが、その間最終的には1 者になったわけですが、手応えとか何かについてなかったのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。入札公告から、公告しますと、町に役場のほうに置いてある工事仕様書というのを各ホームページを見た業者さんが来られます。それににつきまして、閲覧に来た業者さんは5 者ありました。実際。それで、その結果入札参加申し込みは2 者ございました。

結果的に入札参加決定後1 者辞退がありまして、結果的に1 者入札ということになってございます。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。5 者あって、その最終過程になって2 者、それでその直前に1 者がおりましたというふうなことなわけですが、いわゆる私が質問してきたのは、いわゆる1 者になってしまったら入札段階でこちらの予想価格をそのまま書けばいいというふうなことで、価格競争にはならないわけですね。ですので、100 パーセントというふうなことになったわけです。

きょう議会をしておりますが、議案1 号、2 号について80 パーセント台後半、例えば5 パーセント違ってこの金額ですと大分違うわけですね。国の税金とはいえ、4 億3,000 万円ですから、5 パーセント、10 パーセント違ったら4,300 万円、5 パーセントで2,300 万円違うわけですので、そのようなことを考えたときに、どうだったのかなというふうなことで私は現在質問をいたしております。

やはり基本的にはこれでは競争入札というふうな名前にはならないような気がするんですが、この件についてはいかがでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。一応結果的に応札業者が1 者だったということなんでございますけれども、一応こういうことがありまして、仙台市を除く沿岸市町においての状況値とホームページの中で確認いたしました。

それで、平成28 年度工事の中で100 パーセント入札とあったのが工事で16 件、すみません。13 件。委託で3 件、合わせて16 件ありました。

このうち、結果的に応札者なしで不落随契というのも3 件ございますし、この市町村以外にも県のほうでも入札不調というのも多々出ているようでございまして、震災復興事業がまだ最中だということもございしますので、なかなか応札者がいないというところはまだあるようでございます。

また、今回の工事概要が橋梁の構造物工事ということでもございまして、その工事の内容の難易度においても今回1 者しかなかったというところにつきましては、想定される内容でございます。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。橋梁工事、それからいろいろなことを考えると競争にならないことが予想されたというふうなことですが、やはり町民とか我々にとっては100 パーセントの落札率、競争相手がいないというふうなことになれば、やはりああ残念だなと思

ったり、どうしてこうなってしまうんだというふうな疑念が持たれたりなんかすることが予想されますので、私議員になってからこれで100パーセントの応札というのが2件目なわけですが、やはり多少条件つき一般競争入札、または単なる一般競争入札でもある程度競争になるようなことを今後とも考えていただければなというふうに考えます。答えは結構でございます。

仮議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はございませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱり疑問を持ってしまう。100パーセントでは。最終的に1者しかないという裏に背景に何があんのかっていう、その辺がちょっとすっきりしないところがあります。

さらにこう言わせていただきますと、これ2カ所、これを1つにする。これ1カ所、1カ所に分けることができなかったのかという疑問とかですね、多くの人に町内業者ではなかなか難しいと、今の説明の中では、ような説明もあったわけですが、そして、その多分これこの2カ所を一括してやったことに伴って、先ほど工期の問題もありましたが、そういったことで1者で対応できるのかと。応札、応えるほうは。こんではちょっと大変だというようなことで、2カ所一緒にやったことによって辞退したのかなというふうな疑問を持ったりとかね、金額も大きいですよ。4億円。その辺の背景がどうもこう見えないといえますか、もっともっとやっぱり多くのまさに競争原理を働かせる意味で、業者が請負やすいような内容、条件のもとでこのもっと対応すべきではなかったのかなと思うわけですが、ちょっとこの稚拙なこの疑問の中から生まれた、疑問というか、知識の中から生まれた疑問かとも思いますが、その辺の背景について確認したいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今回この橋梁、落とし堀川、鷺足川の橋梁発注に当たりまして、事前に県内の橋梁工事につきまして、発注状況を確認いたしました。そのところ、なかなか橋梁みたいな構造物工事につきましては、落札者が応札が少ない。もしくは入札不調というところがございます。

その内容を検討した結果、この2橋につきましては、橋長も約17メートルで、橋にしては小さいと。中ぐらいの橋だということもございまして、この橋梁形式が上部工もPCプレテンションホロー桁というところは一緒と。あと、基礎工につきましても基礎ぐいがある、矢板がある、川の護岸があるというところで、工種につきましては、この2橋同じ工種だということもございました。

結果的にその入札業者が少ない中で、資材の入手、もしくは配置技術者が2橋を1橋にして発注したことによって発注ロールも大きくなるということで、技術者の専任が容易であるということや、先ほど申しました工種が多岐にわたっておりますけれども、形式が同等であるため、施工管理や品質管理が同一であるというところから、これを2橋を1つの工事として発注をしております。

結果的に応札者1者ではございますけれども、応札者があったというところで、これを1カ所ずつ発注すればどうだったかというところはちょっと考えるところはございますけれども、現在の状況、橋構造物の入札状況を鑑みながら、発注を検討した結果、2橋を1橋として発注したような状況でございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。一般論といえますか、常識的な知識として、この程度の橋にこのくらいはかかるものなのかどうか。今の説明からこれを見ると、相当なくいを打たな

くてねっていうかね、そういう、そんなことで、多分に相当の金がかかるような工事、そういう土地に、場所に橋を立てるといことなわけなんだけれども、この辺は常識的範囲なんですか。かかる金というのと橋をつくるために必要な金というのはこんなものなのかどうなのかということをもまず一つ確認したいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今回のこの橋梁の一般的なところでは橋、川にかかる橋とか道路を横断するということで、17メートル程度のクラスの橋では一般的でございます。

それで、この橋なんですけれども、基本的に下部工の基礎をつくって、上部工につきましては、工場でつくった製品を持ってきて、その下部工に乗せるというような桁、これがPCのプレテンションホロー桁ということで、この幅員、この橋長にしては約約ではございますけれども、一般的な金額と考えられます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。全体的なことをちょっと確認したいんですが、これはJRから買ったところを町道整備ということでのその一つの一環の事業だというふうな受けとめなんです、そもそも町道整備に当たっては、総事業費は幾らと見ての事業の取り組みなんですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。この頭無西牛橋線は、全体計画で3.5キロ考えておりますけれども、全体事業費では13億9,100万円を現在のところ全体事業費として考えてございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この13億円、約14億円の中の4億円ということと、土地取得費は関係ないんだね。全体で。もう一回、確認。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。一応全体ということで、この14億円の中に用地費も含まれてございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。約全体で14億円の事業ということの中で、この4億5,000万円、4億円は想定された事業費となっているということなんです、であるならば、これはもう多分この震災絡みではない一般の通常の事業ということになるかと思うんですが、とすれば、当然町の一般財源での対応、そこでの買い物ということになるわけですが、その際今この間も出ていますが、相当やはり事業費については十分な検討といいますか、やっぱり無駄のないといいますか、無駄があるとは頭から言うつもりはありませんが、少しでも工夫して対応すべきかと思います。

そうしたときに、このやっぱり競争原理の働かない、結果として働いていないような対応、対応といいますか、もっともっと積極的にですね、せっかく一般競争入札ということで、みんなに手を広げてやっている形としてはですが、しかしながら、結果としては1者しかない。しかももう100パーセントというのは、これは我々の目から見たら非常に高い買い物ということになるわけですね。

先ほど前の質問者もそんな意味の内容の質問を確認をしていたようですが、やっぱりその辺の工夫というのがどうもちょっと見えないのかなというふうに受けとめるわけですが、それは私だけなのでしょうか。その辺もう一回はっきり明確に。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。基本的に遠藤議員申しますように、競争の原理と、複数者で落札率が95なり90なりに下がってくれば、その分のあるところでございます。

それで、今回もなんですけれども、基本的に今回の入札公告がございまして、私なり

にホームページ以外で業者さん来たときにこういうことがホームページに掲載されていますよというところもその公告期間中にセールスはしておりますけれども、結果的に1者になってしまったというところはございます。

基本的にその競争原理が働いて落札率が100パーセントから落ちるというところは望ましいところと私も思っておりますけれども、今回に限りましては、1者だったというところもございますので、その点今後は皆さんの業者さんにもお知らせの方法とかもありますけれども、その辺を検討しながら考えたいと思います。

また、さっき事業費、事業種別のちょっと聞かれていましたけれども、当該事業につきましては、社総交の復興枠での事業採択されております。以上です。

すみません。ちなみにですね、この請負額のうち、社総交の復興枠ですので、交付金につきましては60パーセント、約2億6,200万円になります。

あと、震災復興特交が入っております、これは38パーセントで約1億6,600万円、あと町の一般財源2パーセントになります。これが約800万円になります。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。財源については……、ただ、特別復興交付税というのが本当にこのままで済むかどうかという懸念もあるわけですが、どうも疑問が解けないという中に、この1者で終わって100パーセントというところ、東鉄という名前を見ますと、JRとの協議というのはあったのかどうか。その中でのこの運びなのかどうなのか。この辺も確認したいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。この東鉄という会社でございますけれども、基本的に実際昭和42年度にこの鷺足川橋梁というのはこの東鉄で実際施工した実績があるようでございます。

あと、牛橋排水路等工事も町内では実施しております、あと県内では25年から約20件ほどの区画整理だったり橋梁だったりの工事の実績がございますので、その辺の実績については、確認してございます。以上です。

大変失礼しました。一応今回の工事につきましては、用地も購入してございますので、JRとの構造協議等というのではない状態……、大変失礼しました。一応この東鉄工業というのが基本的にはそのJR関係の工事をしている業者でございまして、東北では仙建とかという業者があるんですけれども、そういう業者と同等でございまして、主にJR関係の線路関係の工事もしている業者でございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、なかなか疑問が解けない、疑念が解けないというのはそういうことで、結局少なかったというのは、先ほどJRとの協議、JRとの話し合いの中で進める……、それはそれでいい面、悪い面で、そのことによって事業費もずっと単価も高く、安くなってくるとかなんとかとなれば、それはそれで非常に結構なことなんです、逆の場合もあり得るといような、いろいろ妄想が生まれてくるわけですが、そういった中で、その辺の協議の中でね、もう決まった、大体もうJR関係の業者、今言うように、それはそれで正当な理由になると思う。経験というか、地線路関係でずっとやってきているとかなんとかっていうような背景もあって、公募する事業ももう最初から諦めて来なかったのかなということも考えられる。疑問として。

その中で、ですから、しかしながら、それはこれまでの歴史とかいろいろな背景があって、そういうやり方で町としては得するというとあいつたけれども、という表現もお

かしいんですが、いろいろ考えられる。

しかし、そういうふうには、そういう背景の中でもし1者に狭められたということであるならば、先ほど来出てきております、もっと100パーセントが85になってもいい、90になってもいいというようなことは考えられなかったのかなという、その辺もまた疑問として解けない部分があります。

しかしながら、この辺の話になりますと、非常にいろいろあるかとも思いますので、そういった疑問を持ち続けて、このことについては判断しなくちゃならないなというふうに思って、終わります。

仮議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

仮議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

仮議長（岩佐哲也君）お諮りします。これから議案第3号 平成28年度社総交（復興）請第12号 頭無西牛橋線橋梁整備工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

仮議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

午前11時17分 閉 会
